

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会

高圧ガス小委員会（第23回）

議事録

日時：令和4年12月15日（木） 10：00～12：00

場所：オンライン開催

議題

- (1) 燃料電池自動車等の規制の一元化について【審議】
- (2) 高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について【審議】
- (3) 高圧ガス事故について【報告】
- (4) その他

○鯉江室長 経済産業省高圧ガス保安室の鯉江でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、若干定刻過ぎましたけれども、ただいまから第23回高圧ガス小委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

今回も前回同様、オンラインを活用した遠隔会議の形態で実施させていただくことになりました。何か問題や御不明な点がございましたら、随時お知らせいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、発言方法について御説明いたします。本日の会議はTeamsによるオンライン会議ですので、会議の配付資料につきましては、事務局から事前にお送りしたPDFの資料を御参照願います。モニターにも説明に沿って配付資料を表示いたしますので、それらも併せて御参照ください。また、Teamsの使用方法について、ハウリング防止のため、御発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう御協力をお願いします。

御発言される場合は、Teamsのチャット機能にて御発言意思の表示をお願いいたします。その際、お名前、指摘する資料ページなどを投稿してください。順番に指名させていただきますので、指名があるまではミュートのままでお願いいたします。

事務局に連絡が必要な事項が発生しましたら、Teamsのチャット機能か、あらかじめ御連絡させていただいている緊急連絡先に御遠慮なくお電話いただければと思います。詳細は、事務局からお送りした説明資料「Teams会議の御案内」を御参照ください。

それでは、これより議事に移ります。議事進行につきましては、小川委員長にお願いいたします。

○小川小委員長 おはようございます。今日も効率的に進めていきたいと思っております。御協力よろしくお願いいたします。

まず、事務局より、会議の定足数の報告、委員の変更、議事の扱いの確認をお願いします。

○鯉江室長 それでは、会議定足数の報告をさせていただきます。本日は、全委員11名のうち10名の御出席をいただいております。議決権を持つ過半数以上の委員の方に出席をいただいておりますので、小委員会の定足数に達していることを御報告させていただきます。

続いて、委員等について変更がございますため、御報告させていただきます。

まず、消費生活コンサルタントの三浦佳子委員の御後任として、消費生活相談員の鎌田伊津子委員に御就任いただいております。鎌田委員、マイク、カメラをオンにして一言い

ただけますでしょうか。

○鎌田委員 皆様、こんにちは。消費生活相談員の鎌田と申します。ふだんは独立行政法人国民生活センターで消費生活相談、直接相談に従事をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○鯉江室長 よろしく願いいたします。

なお、香川 澄委員につきましては、任期満了となりましたが、日本冷凍空調学会からオブザーバーとして引き続き御参加いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、議事の扱いについてですが、本日の会議につきましては非公開により執り行われます。

議事録につきましては、委員の方々の御確認をいただいた上、ホームページ上で公開することとさせていただきます。

事務局からの御連絡は以上です。

○小川小委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。まず、燃料電池自動車の規制の一元化に関してということで、こちらは審議事項となっておりますので、皆様から審議事項としての御意見をいただきたいと思います。

資料1に基づいて、事務局からの説明をお願いします。

○鯉江室長 それでは、資料1について御説明させていただきます。

燃料電池自動車等の規制の一元化でございます。燃料電池自動車等——圧縮水素・圧縮天然ガス・液化天然ガスを燃料とする自動車のことですが、それについては高圧ガス保安法と道路運送車両法の2法令で規制されておまして、主にユーザー等に手間がかかるということで、普及のためにこれを1本の法律にスリム化するというもので、ずっと研究会、審議会等で議論させていただいてきた方向で進んでおります。

そういった一方、高圧ガスの容器の再検査については、車検等を行う自動車整備工場でも十分できる。容器を取り外さずに圧力容器の漏れを検知したりとそういった作業は、繰り返しになりますが、自動車整備工場等のできるという側面もあり、実施するものであります。

高圧ガスの載っている自動車には液化石油ガス（LPガス自動車）等もございますが、これらについては圧力容器を1回取り外して再検査しなくてはならないということから、

今回の一元化の対象からは外れております。

次、お願いします。審議事項と施行に向けたスケジュールです。一番左側に「法律で措置」となっておりますが、これは今年の6月に法律で措置した事項で、高圧法の適用除外、車両法適用下から高圧法適用下に移行する場合の扱い、車両法体系下で検査を受けた容器に対するくず化義務というのを規定しております。今回は、この右側の「政令以下で措置」というところが審議事項になります。

高圧法の適用除外となる自動車の種類と装置、車両法体系下で実施する容器検査相当の検査等ということですが、これは今までの報告書等の流れと一致しているものですから、御審議いただくというよりは、どちらかというところと御確認いただくような感じになるかなと思っております。

一番右側に「施行に向けたスケジュール（想定）」が書いてありますが、22年6月に改正法が施行されております。今回12月15日に高圧ガス小委員会が開催ということで、ついでには次回の予定ですが、この後、次の議題の新認定について、第3回と開催いたしますので、それらで御審議いただいた後、2023年6月頃に政令・省令等を公布し、事業者等の準備期間、法律の周知期間等を置きまして、23年12月頃に施行する予定です。

3. 改正高圧法における適用除外ということで、これは高圧法の第3条第1項第5号ということで改正済みのところですが、左側の表ですが、鉄道、船、飛行機と並んでおりますが、これらのものは固有の法律で高圧ガスの保安というのが確保されているので、高圧ガス保安法から適用除外になっています。それは第3条に並んでおりまして、右側の四角の中に書いてありますとおり、道路運送車両法第2条第5号に規定する運行の用に供する自動車の装置内における高圧ガスということを法律で規定しまして、適用除外としたものでございます。ここの括弧書きで（政令で定める）云々と書いてありますけれども、今回、ここが審議事項ということになります。

具体的なところが次のページになります。適用除外の対象となる自動車の種類と装置ですが、改正高圧法第3条第1項第5号を受けて適用除外となる自動車の種類と装置として、自動車の種類としては、車検において定期的に容器・附属品の品質を確認できるもの。装置としては、圧縮水素・圧縮天然ガス・液化天然ガスを燃料とする自動車の原動機及び燃料装置ということ想定しております。

その下にただし書きがございますけれども、平成9年以前の基準でつくられた圧縮天然ガス自動車の容器については、容器再検査の際に一旦取り外して検査をしなくてはいけな

いということをごさいます、国交省のほうと調整の結果、この部分については引き続き
高圧法の対象とするということにしております。ただ、これは平成9年以前の基準でつく
られた車ですので、数はかなり少ないと想定しております。

次、お願いします。5. 車両法適用下から高圧法適用下に移行する場合の扱いというこ
とで、改正高圧法第49条4の2で改正したのですが、車両法適用下でなくなった自動車
の容器・附属品については高圧法が適用されます。その場合、車両法において容器検査相
当の検査を受けておりますので、高圧法上の容器検査等に合格したものと同等の安全性が
確認されております。

したがって、それらの検査を受けたものが表示されている場合は、車両法体系下で実施
した容器検査相当の検査を高圧法上の容器検査とみなすということを規定しました。これ
は車両法上で検査を受けて、有効期間がまだ途中の段階で高圧法に変わったときに、高圧
法で当然再検査をまた受けなくちゃいけないというのは不合理ですので、車両法の検査を
みなすことにして、引き続き有効期限内は使っていただくということをごさいます。高圧
法の容器検査とみなす車両法の検査というのを、具体的に政令で規定することとしており
ます。

次、お願いします。6. 車両法体系下で実施する容器検査相当の検査等ですが、一番下
の図を見ていただきたいんですが、新規検査・予備検査、継続検査、継続検査と並んでお
ります。これがいわゆる車検ですね。車検も必要に応じて臨時検査や構造等変更検査がご
さいます。これらの検査を高圧法上の容器検査と想定しております。

※1のところは細かく書いてありますが、新規検査は、自動車が新車の場合、もちろん
車検のとき新規検査を受けて、その次、継続検査、継続検査となるわけですけれども、例
えばユーザーが新車を買ってずっと使い続けていて、中古車屋さんへ売りました、中古車
屋さんところで車検が切れしました。新たなユーザーさんがそれを買って、また車検を取
ります。その場合も新規検査になります。したがって、新規検査の場合も、容器検査の場
合もあれば容器再検査の場合もあるということで、このようになりますというのが、おの
おのそういうことが継続検査の場合とかに起きますので、この1は、両方の場合があります
ということを説明しております。

※2では、表示として想定しているものを説明しておりますが、容器検査についての表
示については、検査の際、容器と附属品に付す刻印・標章。容器再検査の場合は、さらに
自動車検査証を想定しております。

次、お願いします。ここは法律で改正してしまったところで御参考ですけれども、車両法体系下で検査を受けた容器に対するくず化義務という規定を56条5項で設けたというものでございます。高圧法上は、基準に適合しない容器の流通を防ぐために、容器検査、容器再検査で不合格となった容器に対して、それぞれくず化命令又はくず化義務がかかります。

3. 目ですが、このため、車両法体系下で容器検査相当の検査等において基準不適合となった容器についても、高圧法のくず化命令、くず化義務を課するという規定を56条5項として措置をしたというものでございます。

資料1の説明については以上でございます。

○小川小委員長 ありがとうございます。

それでは、皆様から御意見、御質問いただきたいんですが、チャットのほうに入れていただければと思いますが、いかがでしょうか。6月までに改正されたものを細かく規定していくという内容かと思うんですが、特に御意見ございませんでしょうか。よろしいですかね。

それでは、本件、審議事項ということですが、事務局のほうから御説明いただいた内容でこの後も進めていくということを皆様に御承認いただいたということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして「高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について」ということで、こちらも審議事項として皆様に御意見をいただきたいというふうに思っております。

資料2に基づいて、事務局から説明をお願いします。

○佐藤室長 それでは、資料2に基づきまして御説明させていただきます。こちらは、本年6月22日に公布されました「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案」に基づく新たな高圧ガス保安法における認定制度の詳細設計について、本日御審議いただきたいということで、資料2のほうを御用意させていただいてございます。

申し遅れましたが、産業保安企画室の佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速中身のほうに入らせていただきます。1ページ目でございます。こちら、今日の全体のアジェンダということを入れさせていただいてございます。

まず振り返りということで、今年3月の高圧ガス小委員会でも御紹介させていただきましたが、資料2ページ目でございますが、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案、

こちら今年6月22日に国会を通りまして、今公布されているというところでございます。この中の赤枠の四角囲いさせていただいております「スマート保安の促進」、こちらの部分が、現行の認定制度にスマート保安という部分を加えました新たな制度を創設するというところが、今般、国会のほうを通して現在公布されてございますので、こちらの詳細設計というところでございます。

3ページ目に、これは前回、前々回の審議会で御紹介させていただいておりますけれども、その際の背景ということを入れさせていただいております。詳細は割愛させていただきますが、真ん中にあるとおり、今般、テクノロジーを前提に高度な保安を実現するためのめり張りある規制体系、こういったところを構築していくというところでございます。

続きまして4ページ目、主な審議事項と施行に向けたスケジュールということでございます。

詳細、5ページで御紹介させていただきます。今般の新たな認定制度の詳細設計につきましては、先ほどの議題1の資料1と同様、来年12月頃の施行に向けた準備をこれからしていくというところでございます。ただ、審議内容が多岐にわたりますので、施行に向けた想定スケジュールのとおり、3回にわたり御審議をいただくということを予定してございまして、本日、また年明けでございますが2月、3月、3回で取りまとめということまでいけないかということでございますが、これは必要に応じて追加開催することもあり得るというふうに考えてございます。

左側の図で「主な審議事項」ということをまとめさせていただいておりますけれども、本日は、この中で青くハイライトさせていただいているところを御紹介させていただきます。例えば点線の項目であるサイバーセキュリティですとか規制の特例措置、こういったところにつきましては、次回2月頃開催する高圧小委員会でお諮りさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、具体的な中身のほうに入らせていただきたいと思います。6ページ目、認定制度のコンセプトというところでございます。

詳細、7ページを見ていただければと思います。こちらで新たな認定制度の目的（コンセプト）と具体的方針というところをまとめさせていただいております。こちらは昨年取りまとめられた産構審保安分科会の報告書の中において既にかかれていたところを改めてまとめたというものでございますけれども、この制度の導入に当たりましては、国全体

の高圧ガス分野の保安力の向上を図っていくということを目的に、今般、詳細設計を進めていきたいというふうに考えてございます。

具体的な中身はコンセプトの2つ目のポツに書かせていただいておりますけれども、テクノロジーを活用して自立的に高度な保安を確保できるという事業者の方は、手続検査を見直しをしていく、保安力に応じた形に見直しをしていくということでございます。これを通じて国全体の高圧ガス分野の保安力の向上、具体的には重大・悪質な法令違反、また重大事故の削減、こういったものに取り組んでいきたいというふうに考えているというところでございます。

続きまして、この制度のターゲットとなる事業者の方のイメージということで、8枚目に1枚資料を入れさせていただいております。冒頭に書かせていただいているとおり、現行の認定制度の認定事業者の方、また現在認定制度には入られていないのですが連続運転を行っていらっしゃるコンビナートの中堅事業者の方というのも入り得るのではないかとというふうに考えてございますので、できるだけ多くの事業者の方に、この制度を活用してスマート保安というところに取り組んでいただきたいということを考えてございます。

ただ、この制度の対象にはならないであろうと思われる方々、例えば中堅の事業者の方とか中小事業者の方ですとか、そういった方々の保安力の向上につきましても、例えば予算措置ですとか、またオンライン化等手続のところを効率化していく、様々な施策を組み合わせることによって、全体的な高圧ガスの事業者の方の保安力を向上させていくというところに取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、10ページでございます。今般御審議いただきたいというところでございます。全体、今般認定制度の要件、審査体制、更新期間、特にスーパー認定事業者相当のA認定事業者の特例措置、4点ございますので、1つ1つ御紹介させていただきたいと思っております。

まず、新たな認定制度の要件ということでございます。11ページ目を御覧ください。こちらは昨年の資料の取りまとめを中心とした振り返りの部分でございますけれども、まず認定要件につきましては、4つの要件で構成するというところでございます。具体的な4つの要件は、11ページ目の下半分の表のところでお示ししているとおりでございます。特にこの表の中で、赤のアンダーラインですとか、また赤枠でおおわれているところ、こちらにつきましては現行制度から追加・拡充するという要件でございますので、こちらを審議を通じて具体化していくということが必要かというふうに考えてございます。

また、安全確保ですとか事業者の保安力の適正な判断ということを前提に、認定基準の大きくくり化ですとか、また簡素化・明確化、こういった点についても併せて検討していきたいというふうに考えてございます。

それでは、この後、12ページ目以降取り上げる経営トップのコミットメント、高度なリスク管理体制、テクノロジーの活用、この辺の詳細なところを御紹介させていただきたいというふうに思います。

まず、12ページ目でございますが、1つ目の認定要件である経営トップのコミットメントというところでございます。こちらは昨年の分科会の報告書でも考え方についてまとめられておりますけれども、改めて論点というところで左上にまとめさせていただいております。法令違反が今年あったということなどもございまして、会社全体の運営の健全性というところを確認していく必要があるのではないかとということ。また、改正法の中で規制の特例措置が講じられてございますけれども、その中で、例えば設備変更の許可の部分でございまして、事業者の方の判断領域が拡大する、ある種自主保安というところの領域が拡大するということでございますので、その領域の判断に資する事業者の方かどうかというところを適切に確認するということが併せて必要ではないかとということでございます。

この点を加味した上での検討の視点ということで、まず1点目でございますけれども、コンプライアンス体制の整備ですとかコーポレートガバナンスの確保の要件という点について、そこに書かせていただいている4つの視点で検討させていただいてはどうかというところでございます。

これに加えて、認定取消の処分基準というところで、重大・悪質な法令違反が発覚した場合というところについて、明文化することによって事業者の方の法令順守体制の整備を促していくということ、これを併せて行うということとさせていただいてはどうかということでございます。

こちらを踏まえた認定要件案というところを13ページ目に入れさせていただいております。具体的には、検討の視点を踏まえて現行の認定制度に下記の要素を追加してはいかかということで、4つほどの御提案をさせていただいているところでございます。

まず、コーポレートガバナンスの要件という観点でございます。1つが、取締役等を保安活動の責任者としているというところでございます。こちらは、この認定要件を作成するに当たってヒアリングですとかアンケート、事業者の方、また自治体の方にもいろいろ

取らせていただいたというところでございますけれども、代表取締役の方が担われていたりする、また取締役の方でも職務と兼職する、例えばリスク管理全般をやられているということの中で保安を担われているという方もいらっしゃるということでございますが、しっかりそういった責務を会社の取締役会議に御出席されている取締役の方に担っていただくということを一つの要件とさせていただきたいと思っております。

ただ、※のところにもございますとおり、近年、様々な会社の設置形態があるというふうに認識してございます。指名委員会等設置会社におかれましては、取締役会の決定に基づいて執行役員に執行権限自体が委ねられているということもございますので、そういった場合は、執行役という方をこの取締役等の中に含むというふうにさせていただいてはどうかということで、この点は会社法のガバナンスの形態をしっかりと加味した上で、それに基づく体制がこの中で取られているということをまず要件とさせていただきたいということでございます。

2点目は、その反作でもございますけれども、監査役の方がその取締役等の活動についてしっかり監督を行っているということでございまして、こういった点を要件とさせていただいてはどうかということでございます。

続きまして、コンプライアンスの要件のところでも2つ入れさせていただいてございます。複層チェック体制の構築ということで、誤った法令手続が行われないようにということで、事業所の中で複層的なチェックが行われているというようなことを確認させていただくというようなことも一つの要件とすることはどうかということと、また法令違反発生時の通報手順の策定につきましても、しっかり策定されることによって予防措置にもつながり得るのではないかということで、この辺も含めて要件ということではいかがかということでございます。

続きまして、15ページ目に取消しのところに関して少しまとめさせていただいてございますけれども、認定要件をたくさん増やしていくということも一つのやり方ではございますけれども、ここに書かせていただいているとおり、法令違反を防止する観点で企業の方々ができる方策、これは多種多様ではないかというふうに思っております。まさに自主保安というところを進めていく制度でございますので、むしろ法令順守というものを促していくという視点も大事ではないかということでございます。

したがって、重大とか悪質、こういった法令違反が発覚した場合には取消しされ得るという点をちゃんとルールの中で明文化していくということも併せて必要ではないかと

いうふうに考えてございます。現行法では39条の12ということで、高圧ガス保安上取消要件がございますけれども、その中の第1項第6号で認定基準不適合というところの取消条項が定められてございまして、その発動に関しては、具体的には通達の中で、現在においては「保安体制に重大な不備が認められたとき」というようなところで書かれているところがございます、こういったところを少し具現化していくということがあり得るのではないかと考えてございます。

続きまして、16ページ目でございます。高度なリスク管理体制の要件ということで2つ目の認定要件の御説明をさせていただきます。こちらにつきましては、論点の1つ目のところの結文のところを書かせていただいておりますけれども、現行の認定基準をベースとすることが妥当ではないかというようなことを——他方、昨年の当分科会でも御指摘いただいていたというところでございます。

また、2つ目の論点で書かせていただいておりますけれども、現行の通常の認定制度の要件の中では、リスクに対する低減策、危険源の特定までは求めています、その対策というところまでは要件上求めてございませんので、こちらは新しい制度の見直しの中においてしっかり求めていくということにしてはどうかと考えてございます。

16ページ目一番下でございますが、認定要件（案）のところ、認定事業者につきましては現行のスーパー認定事業者相当の要件を課す。また、B認定事業者についても、現行の通常認定事業者相当の要件を課すということなんですが、こちらについては、特定したリスクに対する低減策というものも併せて求めるということを要件と課してはどうかということでございます。この点、実態としては、相当程度既に危険源を特定したものに対する対策は取られているというところがございますので、現行の取組をしっかり要件の中で併せて追っかけていくということ、規制化していくということで、こういった措置も併せて講じていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、駆け足ですが17ページ目、3つ目の認定要件でございますテクノロジーの活用の要件について御紹介させていただきます。こちらにつきましては、スーパー認定の事業者の方には既に要件化されているところがございますけれども、通常認定相当のB認定相当の方には新しい要件となりますので、その点をどう考慮するかということが論点のところにもまとめさせていただいているところでございます。

まず1点目としては、テクノロジーの活用というのは、投資判断、経営判断のところにつながるということが大きい部分でございますので、経営トップのコミットメントが必要

ではないかという点でございます。

2点目としては、保安確保のテクノロジーということ、これもいろいろなテクノロジーが恐らくあり得るだろうなど。したがって、幾つか概念整理すると、現場作業の効率化につながるもの。これは、人でやっていたところをロボット、ドローンが代替するとか、センサーを用いることによって自動的にデータを得るとか、そういったところを念頭に置いておりますが、そういったものと、あと、むしろそういった取られたデータをさらに解析して人の意思決定の高度化をサポートする、若しくは代替していく、そういったところのテクノロジー、恐らく大きく分けると2つのものがあるんじゃないか。ただ、それをどう使うかというところは、事業所の方の御判断、やり方というところに委ねられる部分がございますので、そういったところは様々だということでございます。

3つ目の論点としては、テクノロジーを導入しただけでは保安力は向上されませんということだと思っておりますので、しっかり改善につながるようなサイクルが必要ではないかということ。

最後4点目でございますが、A認定相当とB認定相当、スーパー認定と通常認定の方の間には一定の保安レベルの差異があるというところ、こういった点をしっかり加味した上で認定要件をつくっていく必要があるのではないかとということで、去年はスーパー認定相当の仕組みを基本とするということでしたが、今申し上げたような論点を踏まえて、以下の3つの視点でテクノロジーの活用の要件を検討してはどうかということでございます。

まず、テクノロジーの導入についてA認定とB認定で差異を設けてはどうかということと、導入されただけでは保安力の向上につながりませんので、しっかり導入効果検証、改善のサイクルがあるということ。また、経営トップの関与というところがしっかり担保されているという点を確認していく必要があるのではないかとということで、18ページ目に具体的な要件案ということをまとめさせていただいております。

下半分の表が3つの要件案でございます。まず1つが、経営トップのコミットメントを求めていくということ。2つ目につきましては、テクノロジーを導入していることということでございますが、こちらでA認定とB認定の差異化を図るということで、A認定の方には、現行のスーパー認定事業者の要件どおり2つのテクノロジーを求めていくということでございますけれども、B認定の方は、現状、要件化されてないというところがございますので、まずは作業の効率化につながるテクノロジーというところを要件として求めて

いくというふうにしてはどうかということでございます。

3つ目の要件としては、ちゃんと改善する仕組みが構築されているということを求めていくということでございます。こちら※つけさせていただいてございますが、導入してから改善するというような一連のサイクルを構築するには一定の期間が必要ではないかということでございますので、来年の12月に施行されますけれども、初回の認定更新の際には、例えば一部のテクノロジーについては導入計画の策定のみですというようなこともあり得るのではないかとございまして、こういった点は少し時間がかかる点を考慮した上でこの認定制度を構築していく必要があるのではないかとございまして。

19ページ目は、今申し上げた点を現行制度との比較においてまとめたものでございます。1点、現行の制度から廃止点といたしまして、外部からのモニターの実施というところで、年に1度、経済産業省に報告を現行スーパー認定制度の要件の中では求めてございますけれども、こちらは様々な他の施策、例えばスマート保安官民協議会などで実際取組状況を確認できるという状況でもございますので、仕組み制度の要件の中からはこの点については廃止をするという見直しを行ってはどうかということで、この19ページ目のような見直しを行いたいということでございます。

続きまして、20ページ目は審査体制というところについて、21ページ目、22ページ目で御紹介させていただきます。

まず、21ページ目のところで、新しい制度における認定審査のコンセプトということをも1枚入れさせていただいております。こちらは昨年の分科会の取りまとめの方針のことを改めて書かせていただいておりますけれども、安全確保と向上を前提に、合理的かつ迅速な審査体制をするということ。また、国がその審査を行っていくということですが、その際、KHKなどへの意見聴取、調査依頼、また外部有識者から成る審査会審査などを活用していくということでございます。

具体的な見直し方針として、破線の四角囲いを入れさせていただいておりますが、具体的には審査プロセスを合理化していくということ、また審査基準の透明化を図っていくということは今般行っていきたいということでございます。1点目につきましては、「現行」のところを見ていただきますと、事業者の方の目線からいえばKHKの事前調査、また国のほうへの申請ということで、2回の申請を行っていただいておりますが、こういったところを国の審査というところに一本化されるということで、手続自体は合理化されるということだと思っておりますし、また、併せて申請書類、手数料の見直しということ

も行っていきたいということなどを考えております。

また、審査基準の透明化というところにつきましては、実際どういった認定基準に基づいて判断されるのかというところの基準を透明化していきたいということと、あと審査会審査の議事要旨の公開というところは、審査プロセスの中の審査会審査でどのようなことが結論としてあったのかというところ。当然審査を受けている事業者の方には、別途、詳細なところを御説明するということはあると思いますけれども、対外的な観点でも、具体的にどういった方の認定を行ったのかとか、どういった指摘があったのかというところを、企業の機微情報を配慮した上で明らかにしていきたいということが必要ではないかということでございます。

具体的な詳細設計の点でございますけれども、22ページ目で、残りの2回、年明け以降のところより詳細なところは御審議いただきたいというふうに考えてございまして、今般につきましては、この論点1、2、3の論点提起ということをさせていただいてございまして、こういったところを今後明らかにした上で御意見賜りたいというふうに考えてございます。

続きまして23ページ目、認定の更新期間についての御紹介でございます。

1枚、資料を24ページ目のほうで入れさせていただいてございます。結論から申し上げれば、現行の認定制度同様、A認定7年、B認定5年というふうな制度としてはどうかということでございます。こちらにつきましては、法律上は5年以上10年以内、政令で定める期間ということでされてございます。こちらにつきましては、新制度の中でも要件が大幅に拡充されるというところでもございませぬし、ある種現行同程度の保安レベルを求めていくというところが出発点になっていることなどを踏まえれば、まず現行の認定制度同様の更新期間ということで進めてはどうかということでございます。

また、一部御指摘もございましたが、7年とか5年の間全く期中管理しないんですかということではなくて、こちら認定から更新までのフロー図のとおり、適時適切な立入検査ということで、現行同様、少なくとも認定の更新期間の中間地点を目途に国のほうで立入検査を行うということでございますし、仮に重大事故とか不適切な事象などが発生した場合には立入検査などを行うということでございますので、しっかり認定要件の維持という点についてはフォローしていきたいということでございます。

続きまして25ページ目、最後の論点でございます。スーパー認定相当のA認定事業者向けの特例措置というところの御紹介でございます。

26ページ目で、昨年の審議会資料を用いた振り返りを入れさせていただいてございます。これは何かと申しますと、昨年の12月の保安分科会の報告書の中で、特にA認定事業者の方、スーパー認定事業者相当の方には検査面で制度的な措置の拡充というところを行ってはどうかと。これは保安力が通常認定の方とは異なって、より保安力が高いというところに着目して、制度的な措置を差異化するということではどうかという御指摘をいただいたということでございます。

この点をどう具現化するかということにつきまして、27ページ目、28ページ目で、少し今日は御提案させていただきたいというふうに考えてございます。

まず27ページ目でございますけれども、こちらは現状の認定のところの御紹介ということなんですが、そもそもスーパー認定事業者の方、A認定相当の方というのは、検査等に係る基準・規格は省令上自由選択性というものが担保されているというところでございます。ただ、その自由選択性というところはなかなか積極的に——自由選択というところの裏には当然説明責任というところが伴いますので、恐らくそういったところを背景に積極的に活用されていないと。したがって、結果的には法令で定められた基準・規格というものに従った保安業務というものが現在行われているというのが実態ではなかろうかというふうに思います。

ただ、先ほどの御指摘を受けたところの趣旨からしますと、むしろ一層民間規格というものの活用が促させられていくというところをどう実質的に機能する仕組みを導入するのかということだと思っておりますので、むしろ今般、国ですとか現在KHKを中心とした基準策定機能というものは引き続き残るわけですし、あるわけなんですけれども、それに加えて、この認定事業者の方がより検査、基準・規格、こういったところの自由選択性が実質的に機能する仕組みというものを導入してはどうかということで、28ページ目で具体的なスキーム案というところを今般御紹介させていただきたいと思っております。

こちらは、電力分野が電気事業法の中で取り込まれている仕組みを認定事業者向けの基準・規格の策定プロセスの中で取り入れられないかという御提案でございます。具体的にスキーム図もございますけれども、まず国のほうで民間規格評価機関の承認というところのプロセスの中で、既に高圧ガスの規定については、技術基準は相当程度性能規定化されてございますけれども、まずは民間規格評価機関というところの適合性確認プロセスというものが内規で現在定められてございますので、こういったものを今後策定して行って、その内規に基づいて申請があったら、民間規格評価機関が適切であるということであれば、

その機関に、規格作成機関から提案された規格が高圧ガス保安上適切な検査かどうかというところについて審議していただくと。審議で適切だということであれば、経産省、高圧ガス保安法の仕組みの中に取り込んでいくというところを、電気事業法における電気設備の技術基準への民間委託の取り込みのスキームを参考に導入してはどうかということとでございます。こういった仕組みを設けることによって、ある種民間規格というものが、より積極的に活用され得ることにもなり得るのではないかと考えてございます。

今回はちょっとコンセプトの御提案ということでございまして、この辺、特段異論ないということとございましたら、参考資料として29ページ目から4ページにわたりまして電力分野における取組ということで御紹介させていただいてございますけれども、今後、具体的な民間規格評価機関の評価方法ですとか選定方法ですとか、また、こういった形で民間規格評価機関は規格の評価を行うかというところとございますが、こういったところの詳細な内規のところを今後御審議いただきたいというふうに考えてございます。

なお、御参考ですが、31ページ目にあるとおり、現在、電力分野は日本電気技術規格委員会と一般社団法人の日本電気協会の中にある委員会の中でこういった仕組みが約2年、今動き始めているという状況でございますので、こういったところを参考に取り入れていくというところを産業界の方の御協力を得て進めていくということではどうかということとでございます。

32ページ目、こちら参考資料でございますが、こちら承認し放しということではなくて、しっかり評価プロセスの中には国が関与するというところとございまして、しっかり評価プロセスの中に都度都度経産省のほうも参加するというところもございまして、また電力分野においては、電力安全小委員会のほうに年に1回報告するというところとございますので、これを高圧ガス分野に置き換えれば、高圧ガス小委員会のほうに報告するというところにもなるのかなと思っております。こういったところを、電力分野の取組を参考に今後詳細設計の検討をさせていただけないかということが本日の御提案というところとございます。

最後33ページ目、34ページ目で、検査面の見直し事項ということで2点ほど入れさせていただいてございます。こちら簡単に御紹介させていただきます。昨年の分科会の報告書の中で、ちょっと細かな話なんですけど、2点ほどの見直しについても提案がございました。

まず1点目が、通常認定事業者の方を対象とした肉厚測定の間隔等の見直しということで、こちら現行の規定のところを書かせていただいておりますが、次回検査時期の設定

について、これは「KHKS 0851」で規定されているということでございますが、さらに国の通達において、より厳格な運用をしていると。したがって、KHKSで認められている期間より短い間隔での肉厚測定の間隔を求めているということが実態でございます。

見直しの理由のところでございますけれども、こちら制度導入当時、2011年でございますが、初めての試みであったということで、慎重な判断を求めるといってこういう運用をしていたということでございますが、既に制度運用から10年以上が経過して、この間、脆性などへの懸念もないということでございますので、本来KHKSで認められている基準を適用するというのが妥当ではないかということが見直しの理由ということでございます。

34ページ目も同じような理由を述べてございますけれども、こちらはCBM認定の方に高圧ガス保安協会が腐食環境、肉厚測定などのデータ提出義務というものを求めてございますが、こちらも特段、制度導入以降技術的な不都合などはないということでございますので、この際、見直しをするということとしてはどうかということでございます。

長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

○小川小委員長 ありがとうございます。

多岐にわたる御説明をいただきましたが、御意見、御質問を委員の皆様からいただきたいと思っております。本件、十分な審議時間が取られていますので、どうぞ御遠慮なく御意見、御質問をいただければと思います。

委員の皆さんからいただく前に、ちょっと私から1～2点お願いしたいんですが、17ページ、18ページ辺りで、テクノロジーを使って保安データを取っていくというお話をいただいたんですが、こういった保安データを新しいテクノロジーで取り込むと、たくさんの保安データが集まると思うんですが、集めただけでは余り意味がなくて、そのデータを解析して次の保安に活用していくというデータの活用が非常に重要ではないかというふうに思いますので、その点についての指導というか目配りをいただきたいというのが1点。

もう一つ、21ページ目で審査の件の説明をいただいたんですが、今デジタル化というのが非常に重視されていて、こういった審査に大量の紙を使って審査資料を作るというのも少し時代にそぐわない面も出てきているので、デジタル化の点を考えていただければいいんじゃないかというふうに、私自身はお伺いしながら思っていました。

どちらも意見ですが、事務局から何かありますでしょうか。

○佐藤室長　ありがとうございます。今、小川委員長から御指摘いただいた点、まず17ページ目、18ページ目の関連になると思いますけれども、データの件、おっしゃるとおりでして、データを取っていただだけでは保安の観点で何か効果があるのかということだと思いますし、取ったものがしっかり、ある種効果検証とか改善とかというところのサイクルの中でどう活用されているかということだと思いますので、むしろ今取られたデータをどう活用していくのかということも、このサイクルの中で確認させていただくということになるのかなと。そこがないと、おっしゃるとおり改善にもつながりませんし、導入されただけでは保安力の向上にもつながらないというふうに私ども考えてございますので、御指摘いただいた点は、むしろ伝わるように要件の中で分かりやすく書かせていただくということかなというふうに思っております。

もう一点、デジタル化ということを検査の仕組みのところ御指摘いただきました。御指摘ごもっともだと思っております。既に現行の認定調査の中においても、相当程度紙での提出から、今改められてデジタル化のファイルのほうで御提出されているということがされているというふうに思っておりますので、そういったところは当然踏襲したいというふうに思っておりますし、また申請書類とかも見直すというところは、今般の審査のやり方自体もいろいろな意味で見直しも今後していきたいということを書かせていただいておりますので、紙を物理的に削減するというのと、そもそも申請書類のところをどう安全確保というところを前提に合理的なものにしていくかということも、併せて可能性持って進めていきたいというふうに考えておりますので、デジタル的な視点も持って、BPRですかね、Business Process Re-engineering、情報改革的なところも併せてデジタルというものをうまく活用していきたいというふうに考えております。

○小川小委員長　ありがとうございました。

それでは、近藤委員からお願いします。その後、吉川委員に御発言いただくことにしたいと思います。近藤委員、お願いします。

○近藤委員　ありがとうございます。近藤でございます。

本年6月の国会審議を経まして改正高圧ガス保安法が公布された後、制度の詳細設計についてこの短期間でまとめていただいたことについて、まず感謝を申し上げます。

新たな認定制度のコンセプトにつきましては、国会審議における附帯決議にも述べられておりますけれども、この制度の運用に当たって安全の確保を大前提とすること、認定審査を厳正に行うこと、こういったことが具体的方針に盛り込まれておりまして、本日の御

提案いただいた考え方に賛成でございます。この方針の下に、国全体の高圧ガス分野の保安力向上を目指して制度の詳細設計を行っていただきたいと考えております。

認定要件につきましては、認定審査を厳正に行うといった附帯決議もでございます。認定する水準を下げないことが重要でございます。また、テクノロジーの活用につきましては、今回の法改正の主目的の一つでございます。重要な論点でございます。今後の事務局案で示された方向性に賛成でございますが、A認定、B認定のそれぞれに対して、求めるテクノロジーの考え方や導入実績をどこまで求めるかについては、事業者側、審査側の両方が共通認識を持てるよう、今後、法令上の具体的な規定ぶりにも配慮が必要だと考えております。

次に、審査体制について具体的に幾つか申し上げたいと思います。まず1点目でございます。現行の認定を受けているものであっても、新たな認定制度における初回の認定審査については、先進的なテクノロジーの活用、法適合性確認能力など追加的な認定要件もございまして、厳格に審査をすべきであると考えております。

2番目に、特に現行の認定制度から新たな認定制度に初めて移行する際の審査も含めて、初回の認定審査は専門的な事項について、KHKをはじめとする外部機関を適切に活用すべきだと考えております。私どもKHKは、これまでの認定調査を通じて蓄積しているノウハウを活用して、国の審査に協力してまいろうと考えております。

また、例えばサイバーセキュリティー関係はIPAに、リスクアセスメント関係はKHKに、こういった形で調査依頼を出すなど、複数機関への調査依頼があります場合には、事業者負担軽減の観点から、調整などを行う窓口を一括化することも検討されてはどうかと考えております。KHKは、当該窓口を請け負う用意がございます。

3番目に、更新の審査時に初回の審査より合理的なものとする際の適用につきましては、認定後5年又は7年と長期間にわたって規制の特例を享受することとなりますので、事故や法令違反があった場合には、厳格に審査をするよう対処すべきだと考えております。

以上のことを含めまして、今後、複数回に分けて詳細設計に関する議論が行われる予定となっておりますけれども、KHKとしても引き続き国と連携して安全を守るという点から意見を述べ、全面的に協力していくつもりでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○小川小委員長　ありがとうございました。

それでは、事務局からコメントありますでしょうか。

○佐藤室長 近藤委員、ありがとうございます。様々、いろいろ意見交換させていただいたところ、事前に御説明させていただいたところがございますけれども、まさに最後御指摘いただいたとおり、複数回にわたりまだまだ審議ございますし、昨年の審議の中でも、神は細部に宿るといふことも御指摘いただいております。まさにそうだと思いますので、今日御紹介いただいたことは、最終的にしっかり要件化していくところの中において、これは審査側も、先ほど事業者の間でも誤解がないようにということもちゃんと配慮する必要があるんじゃないかという御指摘いただいております。まさにそのとおりだと思っておりますし、また引き続き、いただいたような御指摘のところは次回以降のアジェンダのところ具現化して、また御紹介させていただくということかというふうに思っておりますので、引き続き、いただいた御意見を踏まえて検討もさらに進めて、よりよい制度になるように検討を進めていきたいというふうに思っております。引き続きよろしくお願いたします。

○小川小委員長 ありがとうございます。

それでは、吉川委員、お願いします。

○吉川委員 ありがとうございます。吉川です。

御提案の内容については、全く異論なく、結構なことだと思います。コメントといいますかお願いに近いところなんですけれども、今御提案の内容、特にスマート保安の促進であるとか新たなテクノロジーを活用するという点、こちらは多分経済産業省さん、かなり先進的な取組だと思っております。

一方、他省庁の管轄というか法規関係でも、保安の取組というか、保安をするための様々な法規的な縛りがあるかと思うんですけれども、例えば労安法であるとか消防法であるとか、そういったところもまた保安の促進のために関わってくるような法規だと思うんですけれども、ちょっと守備範囲外になってしまうのかもしれないんですが、せっかくの経済産業省さんの先進的な取組を、ぜひとも他省庁の保安に対する考え方、あるいは制度といったところにも広げていただいて、こういうふうな先進的な取組が高圧ガス法だけではなくて、企業体あるいは事業者、危険物を扱っておられる方々全体の保安の向上に益するように――なかなか省庁が違ふと難しいのかもしれないんですけれども、こういう取組が見える化していただいて、ぜひこういうふうな動きが他省庁の保安に対する考え方、取組にも波及するといいますか、影響を与えるようになってほしいなというふうに思いますので、ぜひ積極的にこういうふうな活動をPRしていただければなというふうに思います。

以上です。

○小川小委員長　　ありがとうございました。

私も常々思っていることを吉川先生から御意見いただきました。

事務局からコメントをお願いします。

○佐藤室長　　吉川委員、いつもお世話になっております。アドバイスというか後押ししていただいて、ありがとうございます。御指摘はごもっともだと思っております。

もともと昨年の分科会の中でも、例えば他の法律の制度の中での認定の要件共通化とか、あと、多分今おっしゃっていただいたところの背景、スマート保安というと、常に防化のところとかの指摘が大きい部分でございます。消防庁が進められていたりするのがございますし、規制のところでは、厚労省の先ほど御指摘あった労安法の話という規制も当然関係してまいります。それぞれの分野で進めているというところではございますけれども、スマート保安が大事というところで避けて通れないような論点も当然あるかなと思ってございますので、そちらはしっかりこの霞が関の中で情報共有させていただいて、少しでも今おっしゃっていただいた趣旨が実現できるように取組を進めていきたいというふうに思っております。

○小川小委員長　　ありがとうございました。

それでは、続きまして熊崎委員、御発言をお願いしたいと思います。

○熊崎委員　　御発言の機会をいただき、ありがとうございます。コメントさせていただきます。

2点ほどあります。1点は、認定要件の経営トップのコミットメントにおいて取締役を保安活動の責任者としているという点がございますけれども、名目上ではなく実質的であることを確認できるような評価にさせていただきたいということがまず1点です。

もう一点は、先ほど小川委員長からもございましたデータの活用の件でございます。たしかNEDO事業で2年頃前、産業内で企業間を横断するような形でデータをどう活用するかという、検討事業があったと思います。その中で行われた様々な議論の結果を御活用されてはいかがでしょうかということです。

以上です。

○小川小委員長　　ありがとうございました。

事務局からコメント。

○佐藤室長　　ありがとうございます。1点目は、まさに御指摘のとおりだというふうに

思います。

あと2点目のデータの活用につきましては、今、熊崎先生おっしゃっていただいたのというのは、それは事業所の中に閉じずに——むしろビッグデータ化するという事なので、恐らくいろいろな出てきたデータを事業所間で連携していただくとか、多分そういう御趣旨でいただいたのかなと思うんですけども……

○熊崎委員　　そうです。

○佐藤室長　　そういう趣旨ですね。まず、スマート保安の促進という観点で事業所の方を認定するという中においては、事業所の中で得たデータをしっかり保安活動の向上に取り上げていくというところが必要ではないかというのは先ほど小川委員長からおっしゃっていただいたので、そこはまず1つ大事だなというふうなことを先ほど申し上げて、今、熊崎委員からおっしゃっていただいたことというのは、まさにさらにその先の話として、しっかりそういったビッグデータ化したもの、例えば事業者さんは異なっても同じようなデータが取られれば、それをむしろ用いることによって、よりさらに有効的にそのデータが生かして、保安レベルの向上につながっていくんじゃないかということだというふうに理解してございます。

その点は本当におっしゃるとおりで、私、産業保安企画室というところに今いるんですけども、そちらのほうでも、スマート保安というのをよりさらに高めていくという観点では、まさに今先生におっしゃっていただいたような、データをどう有効活用していくのかというところに着目すべきなんじゃないかということも今併せて検討してございますので、まさにデータ活用というところ、高圧ガスの分野だけでなく今見ている電力とか都市ガスとか、同じような課題というのは、データをもっと有効活用するという点においてはいろいろな分野での取組ということも考えられ得るので、今いただいたような事業所間でのデータ活用みたいなところの取組も、どう進められるのかというのは別途考えていきたいというふうに思っております。

○小川小委員長　　ありがとうございました。

私が先ほど発言したのは、どちらかというとB認定事業者は、自分たちが集めたデータをぜひよく見て保安に活用してくださいという閉じたデータの活用という話をしたんですが、A認定事業者が協力して、要するに世界を相手にして戦うということであれば、やはりデータの活用は企業間をわたって行われて競争力を増していくべきだと思いますので、A認定、B認定でも少し色合いがあるのかなというふうな気がしました。私からのコメン

トです。

○佐藤室長　　ありがとうございます。

○小川小委員長　　ありがとうございました。

それでは、L P ガス協会の村田様、その後、鎌田委員、東嶋委員の順に行きたいと思えます。

村田さん、お願いします。

○全国L P ガス協会　　ありがとうございます。全国L P ガス協会の専務理事の村田でございます。

今日の御説明、ありがとうございました。私どもの業界は中小企業が大宗でございますので、今回御説明したこととは直接的な関わりは薄いわけでありまして、8ページのところで、今日、御説明詳細にはなかったわけでございますが、中堅事業者、中小事業者における保安レベル向上のための対策ということで、ここに3つ掲げられております。私ども業界も、カーボンニュートラル対応もございまして、保安レベルを向上しつつ、いわゆるIT対応と申しますか、そういったスマート保安の推進ということは大変大きな課題になっております。

その意味からおきまして、今後カーボンニュートラル対応、当然のことながら保安レベルの向上にも資するという対策、こういった政策が展開されることに対して大変期待をしております。そういう中におきまして、今後、私ども業界側の実情に即した制度となるよう、使い勝手のいいものとなるよう、ぜひとも今後調整をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○小川小委員長　　ありがとうございました。

事務局からはよろしいですかね、コメントとしていただいたということでよろしいですか。

○佐藤室長　　直接的に認定制度とは離れてしまうので、ちょっと私から詳細には御発言するということではなくなってしまう部分があるんですが、少なくとも昨年の報告書を作成する中においても、今、村田専務からおっしゃっていただいた中堅とか中小のところ含めて、しっかり対策を取っていく必要があるというところの御指摘をいただいておりますので、法律でできるところ、予算事業化するところ、あと、法律じゃないですけど制度的にやること。あと、別途手続をオンライン化していくとか、実際窓口に行かなくても手続自体ができるようにとか、そういったところを今、ある種全体的に、フォリスティック

に進めていくということだというふうに思っています。

特に中小事業のところにつきましては、今、委託事業とかで具現化していくということで検討を進めていたり、手続のオンライン化のところは、別途、私のところで高圧ガス分野を含めて、自主義務である高圧ガス分野も含めて、今、皆様の御協力なども得て検討を進めているところでございます。そういった使い勝手がいいところをどんどん盛り込んでいって、結果的に保安力の向上にちゃんとつながる取組をしていきたいというふうに思っていますので、引き続き、今日この機会ということではないんですけども、また改めて御紹介できるようにさせていただくということかなというふうに思っております。

○小川小委員長　　ありがとうございました。

それでは、続きまして鎌田委員に御発言いただき、その後、東嶋委員に御発言いただきたいと思えます。

鎌田委員、お願いします。

○鎌田委員　　鎌田でございます。すみません、私はどうしても消費者目線で考えてしまうので、世界を股にかけたということじゃまた視点が違うんですが、A認定、B認定を受けるような事業者と消費者が直接契約するかどうかというのはさておいて、こういった認定を受けた事業者というのを、第三者が、受けたということを知る仕組みというのはどうなっているのかなと思っていたところ、資料の9ページに、保安力の見える化とってスーパー認定マーク、認定マークを活用というのが書いてあったんですけど、既にこういったマークはでき上がっているものなのかどうかということと、あと、これだけを見ると、B認定の通常認定の事業者と自主保安高度化事業者というのが認定マークというふうに書いてあるので、これらが区別できるようになっているのかということを知りたいと思えます。お願いします。

○小川小委員長　　事務局から御回答をお願いします。

○佐藤室長　　ありがとうございます。まず、現行制度の中で認定マークというものがございましてということで、こちらスーパー認定と通常認定と自主保安高度化事業者と認定のマーク自体の概要は載っているんですけども、終わった後にでも御紹介させていただきますが、星の数とかでたしか色分け、違いがあるということ。自主保安高度化とかスーパー認定とか通常認定とかで、外形に標準的にレベルが違うというのが分かるようになっていてというものでございますので、そういったものを新制度の中でどうするかということも、細かなアジェンダではあるんですけども、多少あるかなと思っています。

これに加えて、認定されている事業者はこういった事業者の方ですというのは、当然認定された後には公表させていただくということだと思っております。

○鎌田委員　マークがもらえるとなると、事業者のほうも積極的に認定を受けようみたいになっていくのかなと。

○佐藤室長　一つの確認性の措置にはなるかなというふうには思っております。

○鎌田委員　ありがとうございます。

○小川小委員長　たしかホームページにも公開されていますよね。

○鎌田委員　事業者ごとのですね。

○佐藤室長　これです。

○鎌田委員　すみません、勉強不足で申し訳ございません。ありがとうございます。

○小川小委員長　ありがとうございました。

それでは、東嶋委員、御発言いただきたいと思えます。

○東嶋委員　東嶋です。発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。

11ページで3点ほどコメントを述べさせていただきたいんですけれども、全体としては賛成しております。特に、以前曖昧だと感じていた経営トップのコミットメントについて、取締役と監査役等の役割をしっかりと明確化された点を評価したいと思います。これによって、投資家とか株主、一般の消費者なども、会社のホームページなどでその保安体制というものを確認できるようになるかと思えますので、そういった点に期待しております。

3番のテクノロジーの活用なんですけれども、全般的に賛成なんですけど、1つ懸念していますのは、テクノロジーを活用したことにより新たに保安上生じるリスクというものも、私は具体的には分かりませんが、何かしら生じるのではないかと思います。それについて、各業界ですとか事業者ごとにリスクを想定し、分析し、対策を立てておいていただくということをお願いできればと思います。

4番なんですけれども、テクノロジーの活用のリスクというものと共通しますけれども、テクノロジーを活用したら、必ず攻撃などサイバーセキュリティ上の問題があるかと思えます。その場合、業界ごとにガイドラインを作成していらっしゃるということなんですけど、そのガイドラインにつきましても、どのようなリスクが想定され、対策あるいは訓練などが行われているのかといったことはしっかり確認していただき、そういった対策がしっかりなされているということが一般消費者にも分かるようになっていけば、より保安について安心できると思えますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○小川小委員長　　ありがとうございました。確かにテクノロジーを使っているから油断するというリスクは増えるのかなとは思いつつ伺いました。

事務局からコメントいただければと思います。

○佐藤室長　　東嶋委員、ありがとうございます。1点目のところは、御評価いただいたということでありありがとうございます。

2点目と3点目のところは、それぞれ共通するところでもあるので、まとめて私の所管でございますけれども、まさにサイバーのところは、今、具体的な詳細設計はどう進めていくのかというところを、このガイドラインを作成されている——もともと内閣サイバーセキュリティセンターが作成されている指針がありまして、その指針に基づいて各業界のガイドラインが作成されているということでございますので、ここは餅屋は餅屋の世界で、サイバーのそれぞれ担当されている部局の方にお話を今伺わせていただいているというところでございます。

さらに言うと、このサイバーの取組、指針自体もちょうど今見直しをされているということで、来年の新制度の発足との関係においては時間軸が若干ずれてしまうかもしれないのですが、サイバーの様々な事象を踏まえた見直しもされているということでございますので、今おっしゃっていただいたようなこともこのガイドラインの中で当然入ってくる、若しくは、今は入っていないんですけど新しいガイドラインには入ってくるということであれば、そういった点もしっかり考慮して確認していくということかなと思ってございます。

サイバーの部分がございますので、まずサイバーのところの考え方をしっかり確認した上で、この場でまた次回以降御紹介して、実際どういった考えで確認するのがよいのかというところを御確認いただきたいということで、その中で、今、東嶋委員からおっしゃっていただいたようなことも入っているのかどうかというところを御確認いただけるのかなというふうに思っておりますので、引き続きまた、御指摘というか御意見を賜ればというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○小川小委員長　　ありがとうございました。

サイバーの件は次回。

○佐藤室長　　次回以降、次回できればやりたいというふうに思っています。

○小川小委員長　　ありがとうございました。

それでは、続きまして石連の染谷様、お願いします。

○石油連盟 どうもありがとうございます。オブザーバーの石油連盟の染谷でございます。事業者側として、決意表明じゃないんですけども意見を述べさせていただきます。

本件に関しては、事業者の声も丁寧に聞いていただき、政令・省令の改正案を検討していただき、本当にありがとうございます。深く感謝いたします。

スマート保安、自主保安、高度な自主保安の推進、それに対応する新認定制度の導入であり、事業者側は、重い責任があることを理解して、重大事故と重大かつ悪質な法令違反の皆無化に向けて積極的に取り組む所存でございます。それによってさらなる国際競争力がつけられるようにいたしますので、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○小川小委員長 ありがとうございます。

コメントをいただいたという形でよろしいでしょうか。

○石油連盟 はい。

○小川小委員長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。時間的にはまだ少し余裕がございますので、オブザーバーの方もぜひ御遠慮なく。

内山委員から。

○内山委員 内山でございます。私、今日出していただいて、ありがとうございます。

15ページなんですけれども、4-4. 新たな認定制度の要件について1点、懸念がありますので共有をさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○小川小委員長 どうぞ発言ください。

○内山委員 2つ目の「そこで、」のところなんですけれども、私ども地方自治体の許可を担うものとしたしましては、法令違反というものに関して、法令違反は全て重大で悪質なんですね。それで、「重大・悪質な法令違反」というこの表記について非常に違和感がございます。特に、第2回目で認定事業者の特例の議論がされると思うんですけども、今度、特例で認定事業者は法令に関してはハードルが下がると思うんです。その下がったハードルをもって、さらに重大・悪質というその考え方というのが、ほかの認定を取らない事業者とのバランスとして非常に違和感がございますので、この点については、慎重にこの認定の要件を定めていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○小川小委員長　　ありがとうございました。

事務局からの御回答をお願いします。

○佐藤室長　　今の点は、認定要件のところではなくて取消しの基準のところに関する御指摘だというふうに思っています。認定の取消しというところをどう考えるかというところにつきましては、この高圧ガス保安法の認定制度というものは、まず自治体の皆様の許可、製造事業者の方の許可というところに基づいて、その上での認定要件というところ、認定を行うという制度で、今現状としては、その制度の中で企業の方の自主保安、自主検査、自主保安に代わり得る事業者の方の検査を認めているという制度でございます。

今おっしゃっていただいたところ、この認定の取消しのところの処分基準というところをどう書くのかというところ。これまでの認定取消の運用というところとの整合性もございますので、そういったところも少し考えた上で、具体的にどうこの取消しのところを考えていくのかというところについては、まだちょっとここは御紹介ということでございましたので、今御指摘いただいたような点は自治体の皆様の方からの御意見ということだと思っておりますので、ここを具体的に書くというところは、また調整の過程において書かせていただきたいというふうに思っております。今、内山委員から御指摘があった点は、よく理解いたしました。

○小川小委員長　　ありがとうございました。

表現を考えるので、慎重にやってくださいということだと思っておりますので、よろしく願います。

そのほか御意見、御質問ございますか。よろしいですかね。

よろしければ、今少し御意見はいただきましたが、基本的には事務局の提案に対して、皆様賛同していただいていると思いますが――御発言が、日本ガス協会・三浦様からあるようですので、よろしく願います。

○日本ガス協会　　日本ガス協会の三浦です。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

感想になってしまうんですけれども、高圧ガス分野は、非常に事業者の数も多くて事業形態も様々でありまして、分野の特性を踏まえてテクノロジーの活用など制度内容の整理がよくなされておりまして、大変勉強になりました。

都市ガス分野では、200程度の事業者数で設備も比較的シンプルであるといった特性もございまして、このように事業の特性に応じた制度設計が大変重要だというふうに感じ

ました。

以上でございます。

○小川小委員長 コメントいただいたということで、ありがとうございました。

そのほかございませんか。——よろしければ、肯定的な御意見をたくさんいただいたと思いますので、本件に関して、事務局から提案いただいたとおりに、御意見いただいたことを加味しながら進めていただきたいと思います。御承認いただいたということで次に進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして報告事項です。「高圧ガス事故について」ということで、資料3に基づき、事務局から説明をお願いします。

○鯉江室長 それでは、資料3に基づきまして、高圧ガス事故について報告させていただきます。令和4年1件の事故と、令和3年のフォローアップという2点について報告させていただきます。

9月28日、愛知県、移動中に漏えい、爆発が起こったという事故でございまして、事故原因については調査中。概要ですが、高速道路において多数のLP容器を積載した車両が、走行中に前方の車両と衝突を避けるためブレーキをかけたところ、LPガス容器が荷崩れを起こして路上に散乱し、当該容器から漏えいしたLPガスが何らかの原因で着火して、火災が発生するとともに容器が爆発。

この事故で、LPガス容器を積載していた車両に加え、当該車両の前方に停車していた2台の車両が火災・爆発に巻き込まれ、炎上するとともに、これら2台の車両に乗車していた1名が死亡、2名が負傷するという痛ましい事故が発生しております。

これに対する経済産業省の対応ですけれども、10月14日付で、右半分にありますホームページを掲載しておりますが、このような注意喚起文書を関係団体及び地方自治体の高圧ガスの担当の方々にメールで送付するとともに、このようにホームページにも注意喚起として掲載しております。

また、KHKさんのほうでも情報提供を行っているという状況でございます。

それでは、次のページをお願いします。令和3年度重大事故のフォローアップでございます。この事故については、前回の高圧ガス小委員会では調査中であったので、今回、調査が終了しましたので御報告するものです。

これら2件については、いずれも定期修理中の事故でございまして、このような事故は高圧法上の違反があれば高圧ガス事故として扱い、違反がなければ非該当という扱いにし

ております。法令に基づきまして調査を行った結果、左側の6月14日の三重県で発生した事故については、地方自治体のほうの違反だということで、これは高圧ガスの事故として扱うと。

右側の11月27日愛媛県のほうの事故は、自治体さんともいろいろ相談したんですが、違反とまでいえる事故でなかったということで、非該当として扱うという整理になりました。内容については前回御説明しておりますので、省略させていただきます。

資料3の説明については以上でございます。

○小川小委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、御意見、御質問があれば。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員 ありがとうございます。近藤でございます。

今御説明いただいた資料3の最初のほう、まず高圧ガス容器の移動中の事故でございます。9月28日に愛知県で発生した高圧ガス容器の移動中の事故は、高速道路で前方に停車していた2台の車両が巻き込まれ、そこに乗車していた1名が死亡、2名が負傷したという大変重大な事故でございます。本件は警察が捜査中でございますので、実際の状況、詳細についてまだ不明なところもございますし、この場で御説明することが十分にできないところもございますけれども、事故を起こした事業者の話によりますと、高圧ガス保安法の移動の基準を満たすべく容器を車両に積載していたにもかかわらず、結果としてLPガス容器が荷台から道路へと転落をいたしまして、死者を伴う火災事故に至った可能性がございます。

同じ事故を繰り返さないためにも、早急に関係業界、運送業界、LPガス販売事業者や学識経験者などの専門家による検討の場を設け、事故の内容を踏まえた移動の基準の検証をすべきであると考えます。

特に今回の容器では、容器を車両の荷台の前方に寄せない、後方に寄せたような形の積載方法によっていたようでございますが、この方法も例示基準により積載していいという形になっているわけでございます。ただ、これが本当に安全を十分に担保できるものになっているかどうか、こういったことについても確認をしていくことが必要だと思っております。

次に、定期修理中の事故についてでございます。2ページ目のところでございます。定期修理中の事故について、私どもは今年の3月31日に開催された高圧ガス小委員会におい

て、高圧ガスが直接存在していない状態で発生した事故についても、一定の条件を満たすものは高圧ガス事故として取り扱うべきであると申し上げたところでございます。

ただいまの愛媛県の事故は、高圧ガス事故に該当しないという御説明でございましたが、確かに現行ルールではそうかもしれませんが、重大事故をより厳格に扱って再発を防止していく、再発防止につなげていくためには、現行の規定を見直すべきだと考えております。高圧ガス事故から人命を守るという観点から、今後どうすべきかをしっかりと議論し、検討していただきたいと考えております。

以上です。ありがとうございました。

○小川小委員長　ありがとうございました。

後半の事故の件について、事務局のほうからコメントをお願いしたいんですが。

○鯉江室長　ありがとうございます。前半のほうも含め、若干コメントを述べさせていただきます。

○小川小委員長　よろしく申し上げます。

○鯉江室長　まず、令和4年度の事故ですけれども、これは再発防止のためにKHKなどの専門家や地方自治体、事業者等と協力しまして、例示基準を分かりやすいように書き直すとか、別途ガイドラインを作成するとか、こういった方法がよいのかも含めて検討し、対策を進めていきたいと考えておりますので、引き続き関係者の皆様の御協力をお願いしたいと思います。

令和3年度の事故についてですが、今回は高圧ガス保安法に基づく事故基準に照らしまして、高圧ガス保安法における事故には該当しないと判断しましたけれども、今、委員のほうから御意見があった高圧ガスの直接存在しない状態で発生した事故についても、一定の条件を満たすものは高圧ガス事故として取り扱うべきであるという御意見は、当省としても検討が必要だと認識しております。

今後、専門知識を有するKHKや地方自治体、事業者等の御意見を伺い検討していきたいと考えておりますので、こちらも関係者の御協力をよろしく申し上げます。

また、本検討にかかわらず、高圧ガス事故に該当しないものであっても、事故防止の観点から注意喚起をしたほうがよいものがあれば、注意喚起をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○小川小委員長　ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。特に御意見、御質問はほかにはございませんか。ありがとうございました。

それでは、本件、報告事項ということですので、御報告をいただいたということで先に進みたいと思います——というか、ありがとうございました。以上で本日の議事は終わりですね。失礼しました。

それでは、そのほか事務局から連絡事項等がありましたらお願いします。

○鯉江室長　本日の議事録は、委員の皆様にご確認いただいた後に公開することを予定しております。よって、事務局より確認依頼させていただきますので、よろしくお願いたします。

また、次回開催は2月頃を予定しております。開催日については改めて調整させていただきます。

以上です。

○小川小委員長　ありがとうございました。

予定の時間より少し早めには終わりましたが、もし何か発言を言い残したことが委員の皆さんからありましたら、御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんか。ありがとうございました。

それでは、長時間にわたりまして活発な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議は終了にしたいと思います。どうもありがとうございました。

——了——